

資料 1-5 (1)

大学評価・学位授与機構大学評価委員会委員の選考方針について

平成12年5月22日
大学評価・学位授与機構運営委員会

- 1 大学の学長及び教員，大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会，経済，文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうち，次のいずれかに該当し，かつ，大学評価に理解と意欲のある者とする。
 - (1) 高い学問的業績及び識見を有する者
 - (2) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- 2 委員は，原則として専門委員会に所属するものとする。
- 3 委員の構成については，大学関係者約70%，学識経験者約30%とする。
- 4 委員の選考に際しては，評価事業の内容等を勘案し，次のことに留意するものとする。
 - (1) 専門分野等については，人文系，教育系，法学系，経済系，理学系，工学系，農学系，医学系，総合科学・特定領域及び全学テーマを基本として，分野等の内容やバランスに留意する。
 - (2) 大学関係者の委員については，国立，公立，私立のバランスに留意する。
 - (3) 性差，地域性，国際性を考慮する。

資料 1-5 (2)

大学評価委員会専門委員及び評価員の選考方針

平成12年7月18日
大学評価・学位授与機構
大学評価委員会

1 選考方針

専門委員及び評価員（以下、委員という。）は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者とする。

- (1) 当該専門分野（事項）の専門家として研究，教育に従事し，高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学等の教育研究活動及び大学運営に関し，豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育學術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し，豊富な経験と専門的知識を有する者

2 委員の選考に際しての留意点

委員の選考に際しては、全学テーマ別、分野別教育、分野別研究の各評価事業の特性等を踏まえるとともに、特に、次のことに留意するものとする。

- (1) 当該専門分野（事項）を構成する多様な領域のバランスに留意する。
- (2) 大学関係者と大学以外の有識者とのバランスに留意する。
- (3) 大学関係者については、国立、公立、私立のバランスに留意する。
- (4) 性差，地域性，国際性を考慮する。

3 委員数

委員の数については、大学評価委員会において、各評価事業の内容等を考慮し、各専門分野（事項）ごとに定めるものとする。

4 選考方法

委員の選考に際しては、大学団体，学協会，経済団体等から広く推薦を求めるものとする。

資料 1-5 (3)

平成 1 4 年度に着手する大学評価の専門委員の選考方針について

平成 1 4 年 3 月 2 0 日
大学評価・学位授与機構
大 学 評 価 委 員 会

平成 1 4 年度に着手する大学評価の専門委員の選考については、「大学評価委員会専門委員及び評価員の選考方針（平成 1 2 年 7 月 1 8 日大学評価委員会）」によるほか、学識経験者の選考に当たっては、テーマや分野の特性等を踏まえ、次のことに留意するものとする。

1 . 全学テーマ別評価

経済関係団体から推薦のあった者の中から選考するほか、マスコミ関係者、国際的機関関係者について配慮する。

2 . 分野別（教育・研究）評価

(1) 人文学系においては、経済関係団体から推薦のあった者の中から選考するほか、学校教育関係者、マスメディア関係者及び文化施設関係者について配慮する。

(2) 経済学系においては、経済関係団体から推薦のあった者の中から選考するほか、学校教育関係者及びマスメディア関係者について配慮する。

(3) 農学系においては、経済関係団体から推薦のあった者の中から選考するほか、農業団体関係者及びマスメディア関係者について配慮する。

(4) 総合科学においては、経済関係団体から推薦のあった者の中から選考するほか、マスメディア関係者について配慮する。